

研究の目的と経過

中世の為替は、現代の小切手・約束手形に似ている。小切手は、小切手の振出人が特定の銀行に当座預金を持ち当座預金残高内の額面の小切手を取引相手に渡し、取引相手はその小切手を振出人の当座預金のある銀行に持参して現金を手に入れるしくみである。約束手形も小切手と同様なしくみであるが、振出人が支払いの日付を記入するなどの点が異なる。当座預金に残金がなくなった場合、小切手・手形は「不渡」となる。高校日本史では、1923年の関東大震災の時に発生した震災手形（震災のために不渡になった手形）を説明する際に、約束手形のしくみを学ぶ。しかし、中世の為替は、現代の約束手形とまったく同様ではない。中世においても金融業者は存在したが現代のような銀行業務は行われておらず、当座預金も存在しないので、中世の為替のしくみを別に説明しなければならない。

ここでは、中世の為替のしくみがよくわかる事例を紹介し、高校日本史の授業の教材を提供する。なお、為替の手形である割符の役割の新説が提起され、定説化しようとしているがそのことへの批判も行う。昨年8月から10月にかけて兵庫・岡山・広島合同企画展『津々浦々をめぐる—中世瀬戸内の流通と交流—』の展示協力と生徒引率をして博物館見学も行った。東京・京都では各研究機関や学会で資料収集を行った。

1 教科書や補助教材図説での為替（割符）の扱い

高校日本史の教科書では「遠隔地を結ぶ商業取引もさかんで、各地の港や大河川沿いの交通の要地には、商品の中継と委託販売や運送を業とする問丸（問）が発達した。・・・さらに遠隔地間の取引には、金銭の輸送を手形で代用する為替が使われ、金融機関として高利貸業者の借上も多くなりあわられた。」（『詳説日本史B』山川出版102頁）と説明されていて、為替が遠隔地の取引に利用されたことがかわるのみで、そのしくみはわからない。また、この遠隔地取引に問丸が重要な働きをしていること

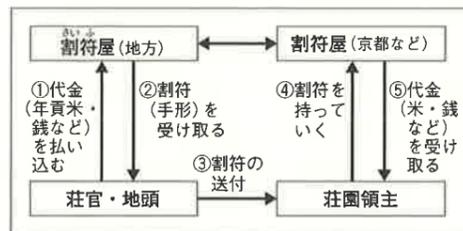


図1 為替のしくみ

とは示されないで、問丸と為替の関係がわからない。他の教科書も同様である。補助教材に使う「図説」(図1)では、荘官・地頭と為替業者間での割符と銭や米などの物品のやり取りは一応の理解ができて、地方の為替業者(割符屋)と中央の為替業者との「決済」とされる部分は抽象的でわかりにくい。為替の動きのみに気を取られて、年貢銭はどうなったのか忘れられている。この為替に交換された年貢銭の行方に注目することが必要で、為替商人(割符屋)が問屋商人(問丸)であったことが重要である。

2 現在の中世経済史での為替（割符）の位置づけ

最近の学説では、為替と割符を同一のものとして、その機能により分類している。桜井英治氏は、当初は割符は替状(替文とも。替銭の請取状)をともなって流通していたが、次第に独立して何度も譲渡することが可能な流通性をそなえた手形となったとする。その理由として、①割符は「一つ」(「一ヶ」)「二つ」と数え、割符「一つ」は10貫文をあらわすこと、②割符を発送する行為を「かわす」と表現せず、「上す」「進上する」「運上する」のような単純な表現へと変化すること、③割符の振出人は割符屋・問屋と呼ばれ屋号をもっている問屋商人層で、商業手形としての性格が色濃いことなどをあげて、割符を高額紙幣と位置づけている。

宇佐見隆之氏は、桜井氏の考えを踏襲しつつも、新見荘に見られる割符のうち「預り文言の割符」は送金機能を主とした「オーダーメイド的割符」とし、一方「為替文言の割符」は不特定多数の流通を意図した「流通型割符」に分類している。

3 中世の商業・流通史を高校日本史でいかに授業展開するか

中世における商業や流通の授業では、商人の動きや役割などを中世社会に即して相互連関的に構造的に理解させることが重要である。そのためには、学説史や原史料の検討が不可欠である。ここでは、中世社会のしくみを「荘園制」と捉えて、遠隔地取引のしくみと物流を考察する。事例として、東寺領新見荘の割符を取りあげる。以下の史料内容は紙幅のため省略して、『岡山県史20巻家わけ史料』の掲載頁を最後に示す。

A「東寺百合文書」せ函71号文書(以下「百合」せ71のように略す)、応仁元年12月3日、割符案。1471頁。

B「百合」け21、応仁2年最勝光院方評定引付、1月10日条、1月11日条、1月18日条。1176頁。

C「百合」ゆ40、応仁2年1月20日、東寺書下案。1423頁。

割符の実物は存在しないが、Aは割符の写しである。堺の二郎四郎が割符10貫文の振出人で支払人はひこ五郎(堺の備中屋彦せつ)である。この割符は応仁元年(1467)12月3日に振り出され、B・Cによれば年貢注進状とともに12月18日に新見荘から京都の東寺へ京上夫(農民)により運送された。一方、10貫文の銭は12月3日以後に堺の二郎四郎が手配した運送人のネットワークにより堺まで運ばれた。応仁2年1月10日に割符を得た東寺は、割符の「裏付」(割符の裏に銭と交換する約束文言を書くこと)をするために東寺の公人(下級職員)道仲を堺へ派遣した。道仲は裏付けのために堺へ出向き、淀の問丸商人に現金を京都の六角室町まで運送させる手はずも整えた。次に現金を得るために再度堺から和泉府中まで行って現金を受け取り、人夫や問丸商人の力を借りて京まで運ぶことに成功した。

次は、寛正5(1464)年11月24日に新見荘から送られた割符が東寺に12月3日に到着した事例である。この史料では、割符二つ半のうちの半割符(5貫文)が裏付できない様子が分かる。

D「百合」サ158、寛正5年11月24日、新見荘年貢等注進状。777頁。

E「百合」サ156、寛正5年11月24日、新見荘上使本位田家盛注進状。774頁。

F「百合」け16、寛正5年最勝光院方評定引付、12月4日条。1157頁。

G「百合」サ160、寛正5年12月9日、東寺書下案(本位田家盛宛)。778頁

H「百合」サ161、寛正5年12月9日、東寺書下案(三職宛)。779頁。

D・Eでは、新見荘の上使(東寺からの使者)本位田家盛が割符で25貫文分を東寺へ注進したことがわかる。

さらに、割符を送進するには「夫賃」が必要で、割符に替えられた銭を京都に送進するための費用であることがわかる。その夫賃は、割符の額の1割である。このように為替を組むのは、米・銭のような重量がある品を専門的な運送業者(問丸)に委託して畿内に送進することに意味がある。常に割符の送進と同時に現物(米や銭)の輸送が同時並行的になされていたことを重視しなければならない。割符が高額紙幣の機能を持ち流通していたという学説は、この事例により否定される。G・Hでは、5貫文分の割符(半割符)は「本主」(為替の振出人)が摂津国の商人で、「荷」(5貫文の銭)が京都に到着していないので「裏付」ができないことがわかる。このような裏付ができない割符が違割符である。この事例を図示すると図2ようになる。これは、割符を荷物預り証と位置づけ、違割符を荷物未着の割符とする説に基づく。割符が新見荘の農民により京都の東寺まで搬送される経路とは別に、銭が摂津国の商人(割符屋)まで輸送される経路を想定しなければならない。摂津国の割符屋は問丸を業とする商人で、新見荘から摂津までの荷物の集荷と水運による輸送のネットワークを利用して銭は運送された。そこで、10貫文が割符1つと呼ばれたのは、1文を3.5gとすると10貫文が35kgで陸送する場合の人夫一人の負荷単位であったことによると考えられる。また、「替賃」「替」「替進」「替遣」の用例から「替」は為替を組んで割符を上すのではなく、商人に現銭を渡して年貢送進を委ねるの意味で使用されている。これは、為替を組むことが、米や銭を輸送することと表裏一体であったことの証である。なお、『岡山地方史研究』105号の拙文「『津々浦々をめぐる—中世瀬戸内の流通と交流—』を見て」を参照されたい。

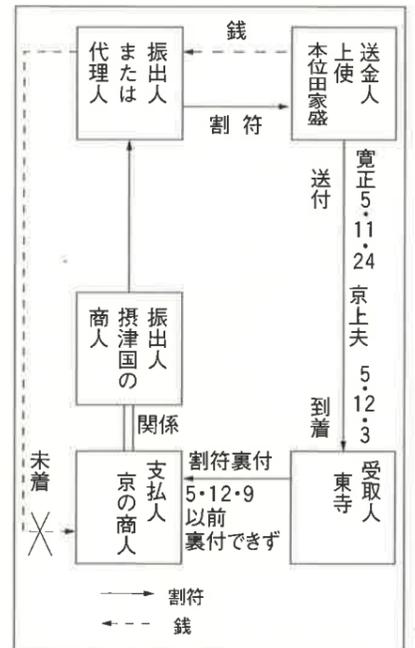


図2 違割符の事例

これは、為替を組むことが、米や銭を輸送することと表裏一体であったことの証である。なお、『岡山地方史研究』105号の拙文「『津々浦々をめぐる—中世瀬戸内の流通と交流—』を見て」を参照されたい。

今後の課題

今後の課題として、新見荘での割符の事例を網羅した史料を完成させ、次に資料収集した他の割符の事例を加えて検証を進め、本研究を補強する必要がある。

<参考文献>

桜井英二『日本中世の経済構造』、宇佐見隆之『日本中世の流通と商業』、桜井英二・中西聡編『新体系日本史12流通経済史』、中田薫『法制史論集第3巻上』、豊田武『中世日本商業史の研究』など。